

第1部 総説

特集 1 COP10 (生物多様性条約第10回締約国会議)の成果と愛知の取組



つなげようCOP10の成果

1 COP10の成果

生物多様性条約は、平成4年(1992年)にリオデジャネイロ(ブラジル)で開催された地球環境サミットにおいて気候変動枠組条約とともに誕生しました。生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議(COP)は、条約の締約国等が集まり、生物多様性の保全や利用等、条約の目的の実現に向けた国際的な枠組みづくり等を議論するもので、環境分野では世界最大規模の国際会議です。

この会議は、おおむね2年に1回開催され、平成14年(2002年)に開催されたCOP6において、生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させるという「2010年目標」が採択されました。しかし、2010年に生物多様性条約事務局が発表した「地球規模生物多様性概況第3版(GB03)」では、生物多様性は引き続き減少しているとの結論が出され、2010年目標が達成されていないことが示されました。

こうした中、平成22年(2010年)10月、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)及び生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知・名古屋を会場に開催されました。

今回の会議には、締約国の政府代表、関係国際機関、NGO等を始めとした13,000人以上の参加者が集まり、生物多様性保全のこれまでの世界目標であった2010年目標に代わる新しい目標や、長年の懸案事項であった、ABS(遺伝資源の取得と利益配分)に関する国際的なルール作りなど、様々な議論がなされました。

COP10では、難題とされたABSに関する名古屋議定書や、2010年目標に代わる2011年から2020年までの新しい世界目標である「新戦略計

画・愛知目標」が策定されるなど、世界の生物多様性の保全を推進する大きな成果を残しました。とりわけ、「自然と共生する世界」という理念を示し、20項目からなる行動目標を定めた新戦略計画に開催地元である「愛知」の名称が付けられたこと、また生物多様性国際自治体会議を開催し、世界の自治体が進むべき今後の方向性を定めた「愛知・名古屋宣言」を採択したことは、COP10開催県を世界に知らしめた大きな成果といえます。更に、COP10開催を契機として県民の生物多様性保全に対する意識はかつてなく高まっています。

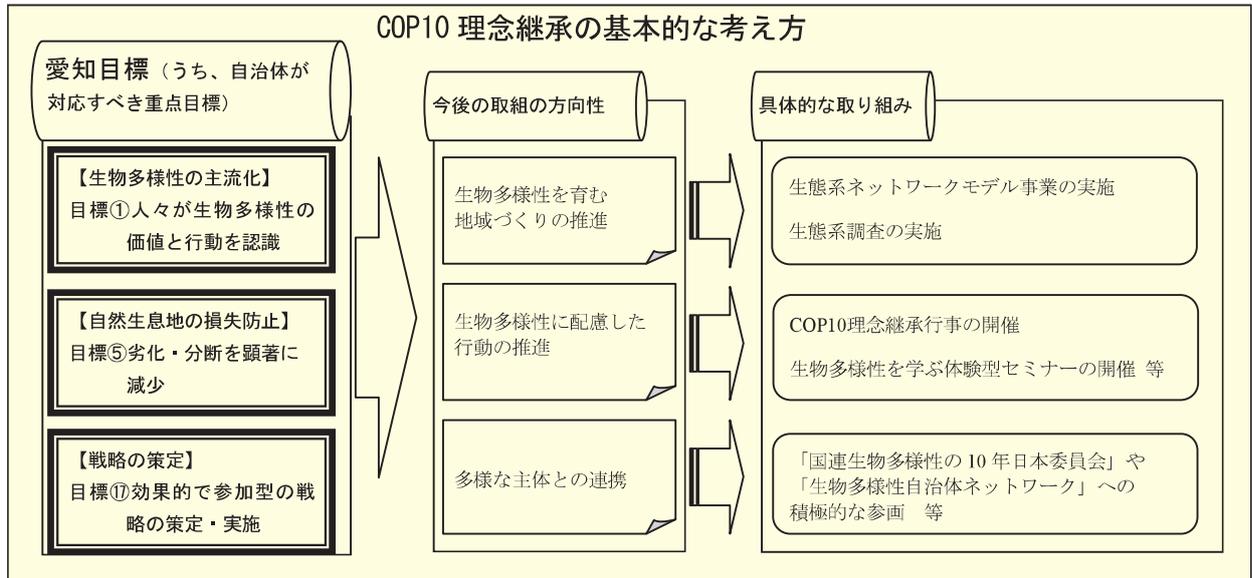
こうしたCOP10の成果を継承、発展するため、本県では生物多様性保全に向け、COP10の理念継承事業を行っています。本特集では、これらの取組について紹介します。



2 COP10理念継承の基本的考え方

本県は「モノづくり」を中心とする産業県であり、環境と経済を対立的に捉えるのではなく調和を図っていくことを目指しています。このため、「愛知目標」で示された右表の20項目の中で、生物多様性の価値を理解し行動する①「生物多様性の主流化」と、生物多様性への直接的な圧力を減少させ持続可能な利用を促進する⑤「自然生息地の損失防止」、そして、生物多様性の保全や再生に向けた目標を定める⑩「戦略の策定」の3点を、県が取り組む重点目標と捉え、「新戦略計画」の理念である「自然と共生する世界」の実現に向けた今後の取組の方向性として「生物多様性を育む地域づくりの推進」、「生物多様性に配慮した行動の推進」、「多様な主体との連携」の3本の柱を定めました。この柱にそって、生態系ネットワークモデル事業の実施や生態系調査の実施、COP10 理念継承行事の開催や生物多様性を学ぶ体験型セミナーの開催、「生物多様性自治体ネットワーク」への積極的な参加など、具体的な取組を進めていきます。これらの取組の概要は次のとおりです。

愛知目標 (20項目からなる行動目標)	
①	人々が生物多様性の価値と行動を認識する
②	生物多様性の価値が国と地方の計画に統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる
③	生物多様性に有害な補助金などの奨励措置を廃止、改革する
④	すべての関係者が持続可能な生産・消費の計画を実施する
⑤	森林を含む自然生息地の損失を半減、可能ならゼロにする
⑥	水産資源を持続的に漁獲する
⑦	農業・養蚕業・林業が行われる地域を持続的に管理する
⑧	汚染を有害でない範囲まで抑える
⑨	侵略的な外来種を制御または根絶する
⑩	脆弱な生態系への悪影響を最小化する
⑪	少なくとも陸域の17%、海域の10%を保護地域などにより保全する
⑫	絶滅危惧種の絶滅・減少を防止する
⑬	作物・家畜の遺伝子の多様性の損失を最小化する
⑭	自然の恵みをもたらす生態系が回復・保全される
⑮	劣化した生態系の15%以上の回復を通じ、気候変動と砂漠化の問題に貢献する
⑯	ABSに関する名古屋議定書を施行する
⑰	効果的で参加型の戦略を策定する
⑱	伝統的知識を尊重する
⑲	関連する知識・科学技術を向上する
⑳	すべてのソースからの資金が顕著に増加する



(1) 生物多様性を育む地域づくりの推進

ア あいち方式による生態系ネットワークづくり

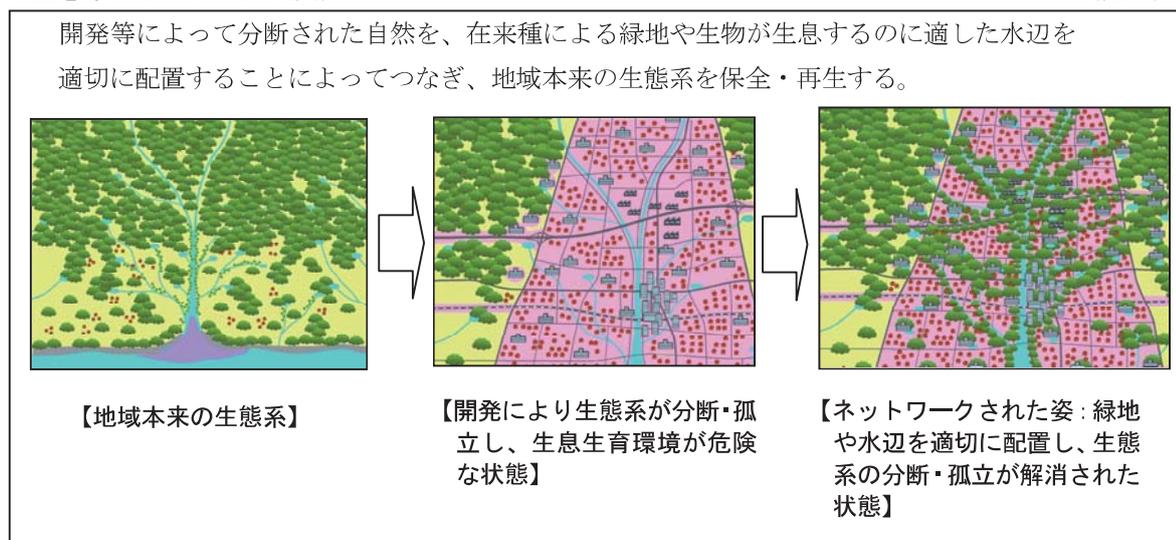
生物多様性の保全と持続可能な利用を実現していくため、開発によって分断された自然を生き物の生息や移動に適した緑地や水辺でつなぎ、地域本来の生態系を保全・再生していく「生態系ネットワークの形成（図1）」と、開発行為等で損なわれた自然環境を近傍地等に人工的に代償する「代償ミティゲーション」を組み合わせた愛知県独特の取組である「あいち方

式による生態系ネットワークの形成（図2）」に積極的に取り組んでまいります。

この取組は、COP10開催期間中に開催された里山知事サミットや生物多様性国際自治体会議においても、「あいち方式」として知事がアピールし、国内外から高い評価を得ました。

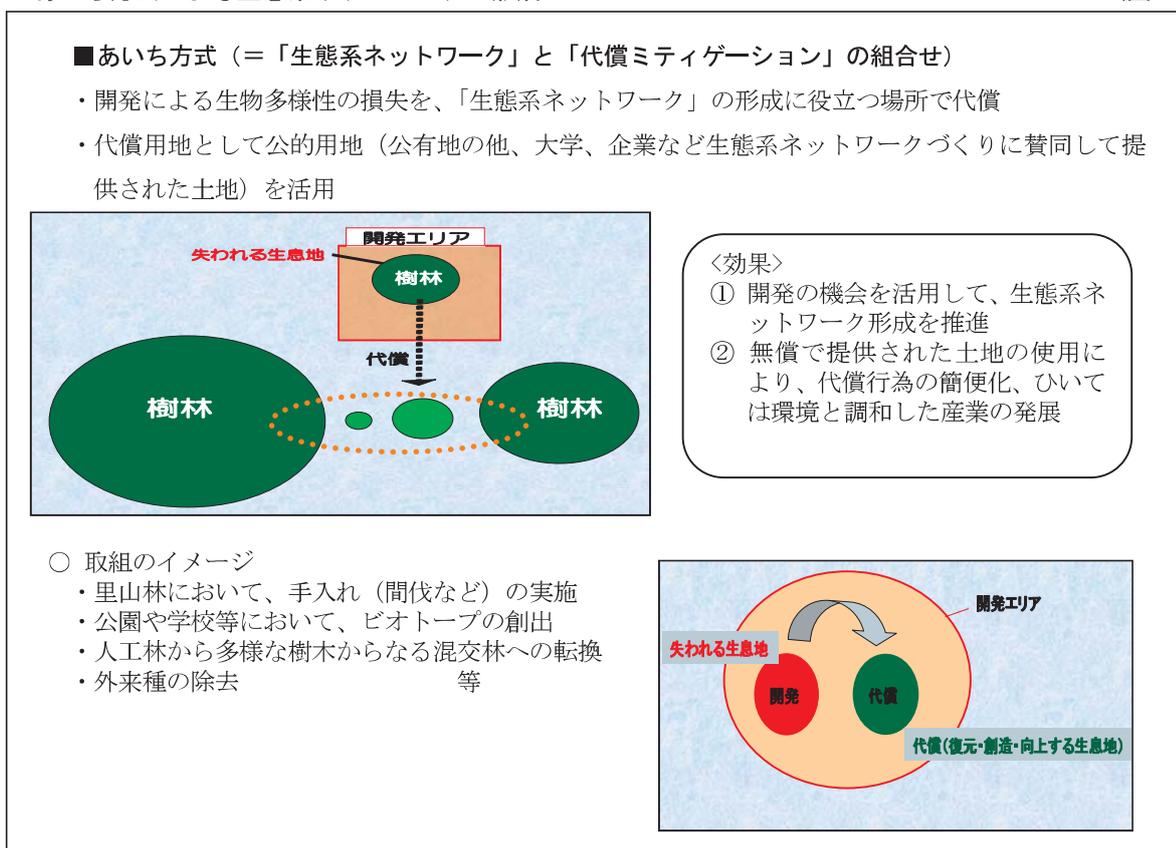
生態系ネットワークの形成

（図1）



あいち方式による生態系ネットワークの形成

（図2）



【用語】

代償ミゲーション：

- ・ 開発による生物多様性の損失を開発者自身が代償する制度
- ・ 開発エリア内で実施が困難な場合、第三者の土地を利用して実施
- ・ 欧米では、数十年前から義務づけられているが、我が国ではまだ制度化されていない

イ 生態系ネットワーク形成のモデル事業

生態系ネットワークには、渡り鳥を対象とする広域的な規模のものから、バッタやトンボなどを対象とする比較的小規模なものまで、様々なレベルが考えられます。多様な視点でネットワークの形成を考えることができるよう、国、県、市町村、NPO・NGOなどが協働しながら地域を定めて生態系ネットワークモデル事業を実施しています。

〈生態系ネットワーク形成モデル事業の進め方〉

- ・ 生態系ネットワーク形成の具体的方法を検討するため、平成22年度から県内3地域で実施
- ・ 地域ごとに大学、NPO、企業、自治体等が参画した協議会を設置し、各主体が連携して生態系ネットワークの形成を推進

- ・ モデル事業の成果を検証した後、県民向け、企業向け、行政向けのガイドラインを作成し、生態系ネットワークの形成を全県へ拡大



生態系ネットワーク形成モデル事業

平成22年度から実施しているモデル地域

モデル地域	テーマ	事業の特徴
①名古屋東部丘陵 (市街地モデル)	23大学が先導する、ギフチョウやトンボの舞うまちづくり	大学キャンパスの緑地等を再生・ネットワーク化し、市街化された地域の生態系を保全・再生。さらに、23の大学で学ぶ若者たちによる活動ネットワークづくりへと拡大。
② 知多半島 (里地モデル)	ごんぎつねと住める知多半島を創ろう	農地やため池とその周辺の森を再生・ネットワーク化し、海のある里地里山を保全・再生。特に、この地域では、グリーンベルトと呼ばれる企業緑地帯で生態系に配慮した樹林地整備などに取り組む。
③ 西三河 (里山モデル)	自然・産業・暮らしが共生する新たな里山・田園のシステムを考えよう	耕作放棄地の活用、放置された人工針葉樹林の適度な広葉樹林化とともに、これらをネットワーク化し、より豊かな生態系を保全・再生。

ウ 平成23年度に実施している生態系調査

モデル事業の地域以外においても、市町村等各団体が早急に生態系ネットワーク形成に取り組めるよう、生態系ネットワーク形成計画の作成に必要な生態系等の調査を行い、その結果をとりまとめます。

調査地域	地域の特徴
尾張北部	「あいち里山ネットワーク軸」に位置しており、さらに、生物多様性の保全に向けた取組が盛んである。 ※あいち里山ネットワーク軸 奥山と平野地域の境界上に位置する里地里山地域をつなぐ県土生態系の脊梁となる軸
新城設楽	奥山地域は、豊かな森林に恵まれているもののまとまった面積の自然林は数少ない。